

社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、多年にわたり社会福祉事業に従事し、功労のあったもの及び社会福祉活動に協力、援助し功績のあったものに対して会長が行う顕彰について必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の定義)

第2条 この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(顕彰の方法)

第3条 顕彰は、原則として本会の公的行事のとき行う。ただし、会長が特に認めたときはこの限りではない。
2 顕彰は、表彰状又は感謝状を贈呈して行う。ただし、金品を併せて贈ることができる。

(表彰の対象)

第4条 表彰に該当する者は、次の各号に定めるもののうちから選考する。

- (1) 民生委員児童委員として、8年以上その職務に従事し、功績が顕著であって、現に在職している者
- (2) 社会福祉施設の長及び職員、並びにホームヘルパー・相談員等として12年以上その職務に従事し、功績が顕著であって、現に在職している者
- (3) 社会福祉団体等の役員及び職員として、9年以上その職務に従事し、功績が顕著であって、現に在職している者
- (4) 社会福祉事業の推進のために5年以上にわたり、ボランティア活動を行い、又はボランティア活動への支援を行っている個人、グループ、団体、企業、学校等
- (5) 要援護者のうち、自立更生への努力が顕著で他の模範となるにふさわしい者
- (6) 5年以上にわたり、ねたきり老人・重度心身障害者（児）等を献身的に介護している者

(感謝の対象)

第5条 感謝に該当する者は、次の各号に定めるもののうちから選考する。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げるもので、当該各号の規定する年数に満たないが、特に顕著な功績があったもの
- (2) 社会福祉の向上及び増進のため、多大の金品を寄附し、又はその事業並びに活動に協力し、他の模範と認められるもの

(被表彰候補者の推薦)

第6条 民生委員児童委員連絡協議会・社会福祉施設の長及び社会福祉団体の長は、第4条及び第5条に該当すると認めるものがあるときは、表彰者推薦書により、会長に推薦するものとする。ただし、必要があるときは、会長が推薦できる。

2 第4条及び第5条に規定する在職期間及び年齢等は、表彰を受けようとする年の4月1日現在を基準日とする。

(表彰審査委員会)

第7条 表彰又は感謝状該当者を審査するため、表彰審査委員会を置き、委員は志布志市社会福祉協議会理事とする。

2 表彰審査委員会は、前条の規定により、推薦のあったものその他表彰するにふさわしいと認められるものの中から被表彰者を決定するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行する。

志布志市社会福祉協議会会長被表彰者推薦書

平成 年 月 日

志布志市社会福祉協議会会長 様

推薦者職氏名 印

- 対 象
- 1 表彰の部
 - (1) 民生委員・児童委員
 - (2) 社会福祉施設の長・役職員等
 - (3) 社会福祉団体等の役職員
 - (4) 社会福祉事業推進のため永年活動中の者
 - (5) 自立更生への努力が顕著な者
 - (6) 永年寝たきり老人等を介護している者
 - 2 感謝状の部
 - (1) 表彰の規定する年数に満たないが特に顕著な功績があったもの
 - (2) 社会福祉の向上・推進に多大の金品を寄附又は協力しているもの

ふりがな	男	明治	年	月	日生
氏名 (団体名)	女	大正 (設立年月日) 昭和 平成			

団体代表者名	現住所 (連絡先)
--------	--------------

経歴

(表彰・感謝の対象期間 年 月)

表彰・感謝に値する事項(具体的に)

推薦順位 第	位	表彰歴
--------	---	-----

- ☆対象の1表彰の部 2感謝状の部の該当項目を○で囲んで表示すること。
- ☆表彰・感謝に値する事項は、単的に箇条書きにまとめること。
- ☆平成 年4月1日を基準日として、ご記入ください。
- ☆用紙が不足する場合にはコピーしてください。